十七　［略］

［号を削る。］

［号を削る。］

十八　［略］

十九　加工施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。）。

二十　［略］

二十一　［略］

二十二　［略］

二十三　［略］

［３・４　略］

**第八条の二及び第八条の三**　削除

［条を削る。］

**第九条の二**　［略］

（核物質防護管理者の選任等）

十八　［同上］

十九　重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合及び加工設備本体を通常の方法により操作した後に核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。）。

二十　大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合及び加工設備本体を通常の方法により操作した後に核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。）。

二十一　［同上］

［号を加える。］

二十二　［同上］

二十三　［同上］

二十四　［同上］

二十五　［同上］

［３・４　同上］

（保安規定の遵守状況の検査）

**第八条の二**　法第二十二条第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第二十二条の八第二項の認可を受けた場合にあつては、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

２　法第二十二条第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一　事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二　帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

三　従業者その他関係者に対する質問

四　核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

**第八条の三**　削除

（核物質防護規定の遵守状況の検査）

**第九条の二**　法第二十二条の六第二項において準用する法第十二条の二第五項の規定による検査は、毎年一回行うものとする。

２　法第二十二条の六第二項において準用する法第十二条の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一　事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二　帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

三　従業者その他関係者に対する質問

四　特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（核物質防護管理者の選任等）

**第九条の二の二**　［同上］